

第2回久慈市議会定例会議会議録（第4日）

議事日程第4号

平成27年6月24日（水曜日）午後1時30分開議

- 第1 議案第3号、議案第4号、議案第10号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、請願受理第20号（総務委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議案第11号（総務委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第3 議案第5号、議案第6号、請願受理第19号（教育民生委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第4 議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第15号、議案第16号、請願受理第18号（産業建設委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第5 請願受理第17号（産業建設委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第6 議案第1号（質疑・討論・採決）
- 第7 議案第2号（質疑・討論・採決）
- 第8 議案第17号
提案理由の説明・総括質疑
委員会付託省略
議案第17号（質疑・討論・採決）
- 第9 発議案第38号、発議案第39号（採決）
- 第10 発議案第40号、発議案第41号（採決）
- 第11 発議案第42号
提案理由の説明・総括質疑
委員会付託省略
発議案第42号（質疑・討論・採決）
- 第12 議員派遣の件（採決）

会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第12号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第13号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第14号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

請願受理第20号 戦争加担に繋がる「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」に反対する請願

日程第2 議案第11号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

日程第3 議案第5号 暴力団排除条例

議案第6号 訪問看護ステーション条例を廃止する条例

請願受理第19号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算拡充を求める請願

日程第4 議案第7号 久慈湊漁港海岸災害復旧（23災害第633号防潮堤）その1工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて

議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについて

議案第15号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第16号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて

請願受理第18号 農協法改定をはじめとした「農業改革」に関する請願

日程第5 請願受理第17号 久慈市長内町元木沢地区に計画される三陸沿岸道路「野田久慈道路」の「工法見直しを求める」請願

日程第6 議案第1号 平成27年度久慈市一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第2号 平成27年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第17号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第9 発議案第38号 農業協同組合法改定をは

じめとした「農業改革」に関する意見書の提出
について

発議案第39号 少人数学級の推進などの定数改善
と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分
の一復元及び教育予算拡充を求める意見書の提
出について

日程第10 発議案第40号 久慈市議会委員会条例の
一部を改正する条例

発議案第41号 久慈市議会会議規則の一部を改正
する規則

日程第11 発議案第42号 安全保障法制の整備に当
たり、十分な国民への説明と憲法の理念を尊重
し国会などでの慎重審議を求める意見書の提出
について

日程第12 議員派遣の件

出席議員 (24名)

1 番 梶 谷 武 由君 2 番 下川原 光 昭君
3 番 藤 島 文 男君 4 番 上 山 昭 彦君
5 番 泉 川 博 明君 6 番 木ノ下 祐 治君
7 番 畑 中 勇 吉君 8 番 砂 川 利 男君
9 番 山 口 健 一君 10 番 桑 田 鉄 男君
11 番 澤 里 富 雄君 12 番 中 平 浩 志君
13 番 小 柳 正 人君 14 番 堀 崎 松 男君
15 番 小 倉 建 一君 16 番 小野寺 勝 也君
17 番 城 内 仲 悦君 18 番 下 館 祥 二君
19 番 中 塚 佳 男君 20 番 八重櫻 友 夫君
21 番 高屋敷 英 則君 22 番 宮 澤 憲 司君
23 番 大 沢 俊 光君 24 番 濱 欠 明 宏君

欠席議員 (なし)

事務局職員出席者

事務局長 澤口道夫 事務局次長 嵯峨一郎
議事係長 皆川賢司 議事係長 内神悟

説明のための出席者

市長 遠藤 譲一君 副市長 中居 正剛君
総務部長 勝田 恒男君 総合政策部長 一田 昭彦君
総合政策部部長 奈良 透君 生活福祉部長 (兼)福祉事務局長 和野 一彦君
産業経済部長 浅水 泰彦君 建設部長 (兼)水道事務局長 中森 誠君
会計管理者 鹿糠沢光夫君 山形総合支所長 大森 正則君
教育委員長 成田 不美君 教育長 加藤 春男君

教育部長 澤里 充男君 総務課長 夏井 正悟君
(併)選挙事務局長
財政課長 久慈 清悦君 政策推進課長 重 浩一郎君
教育委員会 大橋 卓君
教育総務課長

午後1時30分 開議

○議長 (八重櫻友夫君) ただいまから、本日の会議
を開きます。

表彰状伝達

○議長 (八重櫻友夫君) この際、去る6月17日に開
催された第91回全国市議会議長会定期総会において表
彰されました方々をご報告いたします。

議員在職20年以上特別表彰に、中塚佳男議員、山口
健一議員、中平浩志議員、議員在職10年以上一般表彰
に、砂川利男議員、以上の4名が表彰されました。

これより、表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長 (澤口道夫君) 表彰状の伝達は、議
員ごとに行います。お名前をお呼びしますので、演壇
前にお進み願います。

初めに、議員在職20年以上特別表彰、中塚佳男議員。

[19番中塚佳男君登壇。議長八重櫻友夫君か
ら伝達]

表 彰 状

久 慈 市

中 塚 佳 男 殿

あなたは市議會議員として20年の長きにわたって市政
の発展に尽くされたその功績は特に著しいものがあり
ますので第91回定期総会にあたり本会表彰規程によっ
て特別表彰いたします。

平成27年6月17日

全国市議会議長会

会長 岡 下 勝 彦

[拍手]

○議会事務局長 (澤口道夫君) 同じく、山口健一議
員。

[9番山口健一君登壇。議長八重櫻友夫君か
ら伝達]

表 彰 状

久 慈 市

山 口 健 一 殿

あなたは市議會議員として20年の長きにわたって市政

の発展に尽くされたその功績は特に著しいものがありますので第91回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします。

平成27年6月17日

全国市議会議長会

会長 岡下勝彦

〔拍手〕

○議会議務局長（澤口道夫君） 同じく、中平浩志議員。

〔12番中平浩志君登壇。議長八重櫻友夫君から伝達〕

表 彰 状

久 慈 市

中 平 浩 志 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされたその功績は特に著しいものがありますので第91回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします。

平成27年6月17日

全国市議会議長会

会長 岡下勝彦

〔拍手〕

○議会議務局長（澤口道夫君） 次に、議員在職10年以上一般表彰、砂川利男議員。

〔8番砂川利男君登壇。議長八重櫻友夫君から伝達〕

表 彰 状

久 慈 市

砂 川 利 男 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められたその功績は著しいものがありますので第91回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成27年6月17日

全国市議会議長会

会長 岡下勝彦

〔拍手〕

○議会議務局長（澤口道夫君） 以上であります。

~~~~~

諸般の報告

○議長（八重櫻友夫君） 諸般の報告をいたします。

市長から議案の追加提出があり、お手元に配付して

あります。

次に、議員発議案5件及び当職からの提出議案1件をお手元に配付してあります。

〔参 考〕

発議案第38号

農業協同組合法改定をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会議会規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年6月24日提出

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫 様

提出者 久慈市議会議員 澤里 富雄

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

提出者 久慈市議会議員 小倉 建一

提出者 久慈市議会議員 桑田 鉄男

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

農業協同組合法改定をはじめとした「農業改革」に関する意見書

政府は、今通常国会に農業改革に関する法案を提案しました。

規制改革会議の答申を受けて進められている「農業改革」の名による農協・農業委員会改革は、地域農業や農協の在り方にとどまらず、国民の食料や地域の将来、そして協同組合そのものの在り方に関わる重大な問題です。

今回提起されている「農業改革」は、安倍首相の「日本を世界で一番、企業が活躍しやすい国にする」という成長戦略の一環として、これまで競争原理がなじまないとされてきた医療・健康分野と並んで、農業を企業の自由競争の場に開放する政策として進められているもので、その障害となる農地法や農協、農業委員会を岩盤規制と称して、事実上の解体を目指すものになっている。

今回の「農業改革」が進められるならば、家族農業経営が追い出され、地域農業と地域の暮らし、そして協同組合を破壊することになってしまう。ICA(国際協同組合同盟)も、協同組合原則を侵害するものとして厳しく批判している。

安全、安心な食料を生産する家族農業経営を育て、食料自給率を向上させる政策、そして地域農業と家族

農業経営、地域の暮らしを支える農協を発展させることこそ、地域と地域経済を活性化させる道だと考えることから、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 農政改革に当たっては、国連も推奨している家族農業経営を育てることを旨とし、食料自給率の向上を目指すものとする。一般企業の農地取得に道を開く農地法改正や農業委員の公選制の廃止をやめること。
  - 2 協同組合である農協の在り方は、農協自身の改革を尊重し、法的な措置による強制はやめること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月24日

岩手県久慈市議会  
議長 八重櫻 友 夫

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
農林水産大臣 殿

[参 考]

発議案第39号

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年6月24日提出

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫 様

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男  
提出者 久慈市議会議員 澤里 富雄  
提出者 久慈市議会議員 小倉 建一  
提出者 久慈市議会議員 桑田 鉄男  
提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算拡充を求める意見書

義務標準法では、1学級あたりの定員を小学校一年生は35人とするとしていますが、それ以上の拡充が進んでいません。岩手県では、加配措置を活用した

県独自予算として、35人学級の拡充を小学校四年生まで及び中学校一年生において行っています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数や教員1人あたりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により、いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化し、発達障害など、特別な支援を要する子どもたちへの対応も課題となっています。このような課題の解決に向け、一人ひとりの子どもに丁寧な支援、対応を行うためには、1学級の規模を引き下げ、計画的な定数改善がぜひとも必要です。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が二分の一から三分の一に引き下げられました。その結果、地方自治体財政は圧迫され、非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、平成28年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。

記

- 1 小中学校における一学級あたりの定員を30人以下とし、適切な定数改善を進めること。
  - 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を二分の一に還元すること。
  - 3 学校施設整備費、教材費や図書費、就学援助費や奨学金、学校や通学路の安全など、特に被災地方自治体における教育予算が十分に確保できるよう、地方交付税を含め国の教育予算を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年6月24日

岩手県久慈市議会

議長 八重櫻 友 夫

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿

[参 考]

発議案第40号

久慈市議会委員会条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14  
条第1項の規定により提出します。

平成27年6月24日提出

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫 様

提出者 久慈市議会議員 小倉 建一

提出者 久慈市議会議員 澤里 富雄

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

提出者 久慈市議会議員 桑田 鉄男

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

[参 考]

発議案第41号

久慈市議会会議規則の一部を改正する規則  
上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14  
条第1項の規定により提出します。

平成27年6月24日提出

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫 様

提出者 久慈市議会議員 桑田 鉄男

提出者 久慈市議会議員 澤里 富雄

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

提出者 久慈市議会議員 小倉 建一

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

久慈市議会会議規則の一部を改正する規則

久慈市議会会議規則（平成18年久慈市議会規則第1  
号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を  
定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することがで  
きる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、  
議員の出産に伴う会議への欠席に関する規定を設けよ  
うとするものである。

発議案第42号

安全保障法制の整備に当たり、十分な国民への説  
明と憲法の理念を尊重し国会などでの慎重審議を  
求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14  
条第1項の規定により提出します。

平成27年6月24日提出

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫 様

提出者 久慈市議会議員 梶谷 武由

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

提出者 久慈市議会議員 小倉 建一

安全保障法制の整備に当たり、十分な国民への説  
明と憲法の理念を尊重し国会などでの慎重審議を  
求める意見書

政府は第189回通常国会に「国際平和支援法案」と  
「平和安全法制整備法案」の2法案を提出した。

国際平和支援法案は多国籍軍などの戦争を自衛隊が随  
時支援できるようにするための恒久法であり、平和安  
全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするた  
めの自衛隊法改正案等10法案を一括したものである。

5月26日から国会で安全保障関連法案の審議が始ま  
ったが、共同通信社による5月30日、31日の全国世論  
調査では安倍政権の姿勢に対し、「十分に説明してい  
るとは思わない」との回答が81.4%、法案成立後、自  
衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが「高くなる」は  
68.0%で、国民の懸念が示された。

よって、国におかれては、国民を守るための安全保  
障法制の整備に当たっては、平和に対する国民の不安  
や疑念を払拭するためにも、十分な国民への説明と憲  
法の理念を尊重し、今国会での成立にこだわらず慎重  
審議を尽くされるよう強く要請し、地方自治法第99条  
の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月24日

岩手県久慈市議会

議長 八重櫻 友 夫

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
法務大臣 殿  
外務大臣 殿  
防衛大臣 殿

〔参 考〕  
議員派遣の件

平成27年6月24日

地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則  
第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

- 1 平成27年度三陸北縦貫道路整備促進期成同盟会要  
望活動
  - (1) 派遣目的 建設促進の要望活動のため
  - (2) 派遣先 宮城県仙台市及び東京都
  - (3) 派遣期間 平成27年7月1日から2日までの2  
日間
  - (4) 派遣議員 下館祥二副議長
- 2 第53回知事を囲む懇談会
  - (1) 派遣目的 岩手県知事と行政課題に関する意見  
交換を行うため
  - (2) 派遣先 盛岡市
  - (3) 派遣期間 平成27年7月13日
  - (4) 派遣議員 下館祥二副議長

~~~~~

日程第1 議案第3号、議案第4号、議案第
10号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、
請願受理第20号

○議長（八重櫻友夫君） これより、本日の議事日程
に入ります。

日程第1、議案第3号、議案第4号、議案第10号、
議案第12号から議案第14号まで及び請願受理第20号を
議題といたします。

以上7件に関し、委員長の報告を求めます。砂川総
務委員長。

〔総務委員長砂川利男君登壇〕

○総務委員長（砂川利男君） 本定例会において総務
委員会に付託されました議案7件及び請願1件の計8
件について、去る6月19日に委員会を開催し、審査い
たしましたので、その概要と結果についてご報告いた

します。

最初に、議案第3号、議案第4号、議案第10号、議
案第12号から議案第14号まで及び請願受理第20号の7
件について申し上げます。

まず、議案第3号「個人情報保護条例の一部を改正
する条例」についてであります。本条例は、行政手
続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、市の実
施機関が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確
保し、必要な措置を講ずるため、所要の改正をしよう
とするものであります。

主な内容であります。マイナンバー制度にかかわ
る特定個人情報について、利用及び提供の制限、開
示・訂正請求及び個人情報保護審査会の所掌事務の追
加など、番号法の趣旨にのっとり、所要の改正をしよう
とするものであるとの当局からの説明がございました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、個人情報の漏えい対策についてただしたの
に対し、体制や制度については、現在、国において議論
されているところであり、今後示されるマニュアルな
どを踏まえて、適切に対応してまいりたいとの答弁が
ございました。

また、システムを操作する職員体制などによっては、
個人情報の漏えいの可能性が高まるのではないかとた
だしたのに対し、システムの詳細についても国から示
されていない状況であるが、市としても厳格なセキュ
リティ体制を構築するなど、漏えいにつながらないよ
うに進めてまいりたいとの答弁がございました。

そのほか、マイナンバーに関する周知や制度の活用
方法などについて、質疑、答弁が交わされたところで
あります。

採決の結果、議案第3号は、賛成多数をもって、原
案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「長期継続契約を締結すること
ができる契約に関する条例の一部を改正する条例」につ
いて申し上げます。

本条例は、歳入の徴収、または収納の業務について、
長期継続契約を締結できるよう、所要の改正をしよう
とするものであります。

主な内容であります。コンビニエンスストアにお
ける市税等の収納業務を長期継続契約により実施する

ため、条例に当該業務に関する契約を追加しようとするものである。また、コンビニにおける収納業務は、平成28年4月1日から実施してまいりたいとの当局からの説明がございました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、コンビニにおける収納業務のメリットと導入に係る経費についてただしたのに対して、市内のコンビニは15店舗と捉えており、納税者が24時間どこでも納付できることが最大のメリットである。また、経費については、収納システムの基本料金や取り扱い手数料など、年額約230万円を見込んでいるとの答弁がございました。

また、納付できる市税等についてただしたのに対し、個人市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税のほかに、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、水道料金等を考えているとの答弁がございました。

そのほか、契約の相手や契約の期間などについて、質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第4号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号及び議案第12号から議案第14号までの「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案4件は、いずれも地域防災センター条例により設置された施設に関する議案でありますので、一括審査したところであります。

主な内容であります。指定管理者の選定に当たっては、施設が所在する地元町内会と協議をし、町内会及び町内会で組織する団体から申請があったところであり、議案第10号の久喜地区防災センターは久喜地区会、議案第12号の湊地区防災センターは湊町中組町内会、議案第13号の元木沢地区防災センターは元木沢町内会、議案第14号のふっこう館はふっこう館協議会に、それぞれ指定管理者の指定をしようとするものであるとの当局からの説明がございました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、施設によって人件費の違いがあることについてただしたのに対し、人件費の内容としては、管理事務、清掃、敷地内除草作業などがあるが、建物の大きさや敷地面積が異なっていることが主な理由であるとの答弁がございました。

そのほか、公民館類似施設としての位置づけや、地元以外の方が使用する場合の手続などについて、質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第10号及び議案第12号から議案第14号までの4件については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願受理第20号「戦争加担に繋がる「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」に反対する請願」について申し上げます。

本請願は、国会に提出された両法案は、日本が他国と一緒に武力行使できる道を開くものであり、戦争に加担することを意味し、戦争放棄をうたった日本国憲法に違反するものであることから、国会及び政府関係機関に対し、両法案に反対する意見書の提出を求めるものであります。

なお、審査に当たっては、請願者からの意見陳述を受けた上で、質疑を行ったところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、共同通信社が5月30日と31日に実施した全国世論調査では、81%が「法案についての説明が不十分」との回答だが、一方では35%が「法案に賛成」と回答していることについて尋ねたのに対し、法案に賛成する割合は少なくないと感じており、実際に攻撃された場合の不安はあると思っている。

また、戦争未経験者が増加しており、沖縄の米軍基地問題や、戦争が70年間なかった歴史を改めて学んでいく必要があると感じているとの説明がございました。

また、法案と憲法第9条とのかわりについて尋ねたのに対し、法案にあわせて憲法解釈を変えるような発言は本末転倒だと思っており、憲法に違反していることから、法案に反対する意見書を提出していただきたいとの説明がございました。

そのほか、国民への説明不足について、集団的自衛権に関する政府見解などについて、質疑、説明が交わされたところであります。

採決の結果、請願受理第20号は、賛成少数をもって不採択すべきものと決しました。

以上、付託されました8件のうち、7件について報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） それでは、第3号議案、いわ

ゆるマイナンバーについての質問をいたします。

マイナンバーは、住民票をもとに作成をして、住民票と別の場所に住んでいれば、マイナンバーは発行されないというふうに認識をしているんですが、DVとかストーカー、あるいはサラ金等からの取り立て等、そういう事情があって、住民票を移さないで転居していた場合、そういうような場合にはさまざまな行政手続に支障が出るのではないかという報道等もあるんですが、そのような質疑等が交わされたのかどうか、そしてその内容についてお伺いします。

○議長（八重櫻友夫君） 砂川総務委員長。

○総務常任委員長（砂川利男君） ただいまの梶谷議員の質問に対してお答えいたします。

委員会の質疑の中におきましては、国からの詳細な説明が十分されていないという部分から、委員会の中におきましても余り細かい議論とならなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） それでは、当局に今の部分についてお伺いしたいんですが、どのようになるでしょうか。

○議長（八重櫻友夫君） 一田総合政策部長。

○総合政策部長（一田昭彦君） マイナンバー法の個人番号につきましては、ご承知のとおり、住民票を有する方に番号が与えられることとなります。今のお話のように、DV、それからストーカーの場合、そういう部分の情報等につきましてはただいまちょっと承知しておりませんので、運用までにはいろいろな部分で研究して、どういう対応をするのかというのをいろいろ研究してまいりたいと考えております。

○議長（八重櫻友夫君） 1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） 今のような説明だと、条例案に、「はい、わかりました」というふうにはならないわけですが、私が仕事をしていたとき、サラ金等からの取り立て、これによって住民票を移さなくても、子供たちが在籍をできるように、子供たちの学習する権利を保障するということができるようになっていたわけですが、マイナンバー制度が施行されて、行政手続、例えば生活保護受給問題、これらについてもですが、これをマイナンバーを利用して行政手続が行われるというふうになってくると、住民票がなければ生活保護

も受給できなくなると、このようになってくるわけですが、その部分についてはどの時点でそういうのが明らかになるのか、その見通し等についてわかればお伺いします。

〔発言する者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） 先ほど当局に対して質問をして、その答えがそのように返ってきたわけですから、今の私の質問は当局に対する質問です。

○議長（八重櫻友夫君） 一田総合政策部長。

○総合政策部長（一田昭彦君） マイナンバーは国民全員に配付されるものでございますので、存在そのものがいわゆる取得どうのこうのにはつながらないものとは理解しておりますが、そこら辺につきましても研究してまいりたいと考えております。

○議長（八重櫻友夫君） 1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） 請願受理第20号についての質問もよろしいでしょうか、委員長報告について。請願受理第20号の委員長報告についてですが、この請願を不採択すべきだという結論になったようですが、不採択というふうになってくると、久慈市議会としての意思表示、これがないということになろうかと思うんです。議案反対ということではなくても、例えば慎重審議を求めていくべきではないかと、そういう議論等が行われなかったのかどうか、その部分についてお伺いします。

○議長（八重櫻友夫君） 砂川総務委員長。

○総務委員長（砂川利男君） 梶谷武由議員の質問に対してお答えをいたします。

当委員会では審議された中身につきましては、十分な審議をして国民に理解を求めていくべきだという趣旨の意見も出されました。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。1番梶谷武由君。

〔1番梶谷武由君登壇〕

○1番（梶谷武由君） 請願受理第20号「戦争加担に繋がる「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」に反対する請願」についての賛成討論を行います。

政府は、集団的自衛権行使を可能とするために、今国会に国際平和支援法案と平和安全法制整備法案を提

出していますが、これまでの歴代内閣は、憲法9条のもとでは自衛権の行使は我が国を防衛するための必要最小限の範囲にとどめるべきだとして、集団的自衛権の行使を容認しませんでした。

日本国憲法は、平和主義を規定し、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権を否定していますが、今提案されている法案は、平和憲法下の我が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した日本のあり方を根本から変えるものです。

日本弁護士連合会はこれらの法案に反対する宣言を採択していますし、共同通信社が行った世論調査では、国民の理解が依然として進んでいないことが明らかになったと報じています。このような中で、性急にこの法案を成立させるべきではないと考えます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます、請願についての賛成討論といたします。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

〔17番城内仲悦君登壇〕

○17番（城内仲悦君） 私は、請願受理第20号「戦争加担に繋がる「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」に反対する請願」に賛成の討論を行います。

この二つの法案は、平和とか安全という言葉を標題に使っていますが、内容は戦争法案であり、憲法9条を破壊し、戦争できない国から戦争をできる国にするものだという理解が、今、急速に国民の中に広がっています。安倍自公政権は、この戦争法案をこり押しするために、国会の会期を9月27日まで95日間も戦後最長の会期延長を強行しました。

憲法学者の90%以上が、この戦争法案は憲法違反であることを表明しています。22日に置かれた衆議院の安全法制特別委員会での参考人質疑で、元法制局長官の宮崎氏が「戦争法案は憲法9条に違反、速やかに撤回を」と、阪田氏は「中東従事で派兵、基本論理を逸脱」と、さらに慶応大学名誉教授の小林氏は「海外派兵に進む姿勢は独裁宣言に等しい」と、違憲、逸脱を明言しております。

戦後70年、昨日、沖縄では慰霊の日を迎えました。沖縄戦では、県民の約12万5,000人、ほぼ4人に1人が犠牲になりました。戦争の惨禍を再び起こさせてはならないと思いました。

22日の岩手日報の1面トップ記事に、安保法案「違憲」56.7%、「反対」58.7%、「今国会成立に反対」

63.1%、「安倍政権が法案について十分説明していない」84.0%と、共同通信社の全国世論調査の結果を掲載しました。多くの国民、県民、市民が不安を抱えている戦争法反対の請願を不採択にすることは、久慈市議会にとって禍根を残すこととなります。

アベノティラニー、これは安倍独裁政治というそうですが、この安倍独裁政治にストップをかけるためにも、本任期最後の最終本会議において、議員各位の憲法9条を破壊するな、戦争をする国にするな、青年を戦場に送るなという思いを届けるためにも、本請願を採択いただきたいと思います。

重ねて、本請願の採択にご賛同賜りますようお願い申し上げます、討論を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

まず、議案第4号「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例」、議案第10号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」、議案第12号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」、議案第13号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」、議案第14号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」、以上5件について採決いたします。以上の議案5件は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第4号、議案第10号、議案第12号から議案第14号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「個人情報保護条例の一部を改正する条例」について採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、請願受理第20号「戦争加担に繋がる「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」に反対する請願」についてであります、本件に対する委員長の

報告は不採択でありますので、改めて請願受理第20号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立少数であります。よって、請願受理第20号は不採択と決定いたしました。

~~~~~

## 日程第2 議案第11号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第2、議案第11号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、小柳正人君の退席を求めます。

〔13番小柳正人君退席〕

○議長（八重櫻友夫君） 本件に関し、委員長の報告を求めます。砂川総務委員長。

〔総務委員長砂川利男君登壇〕

○総務委員長（砂川利男君） それでは、議案第11号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、秋葉館の指定管理者に八日町町内会を指定しようとするものであり、このほか付託されました4件の指定管理者の指定に関する議案と一括して審査したところであります。

審査の中では、各施設における人件費の違いや、地元以外の方が使用する場合の手続などについて、質疑、答弁が交わされたところあります。

採決の結果、議案第11号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第11号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よっ

て、議案第11号は原案のとおり可決されました。

小柳正人君の入場を許します。

〔13番小柳正人君入場〕

~~~~~

日程第3 議案第5号、議案第6号、請願受理第19号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第3、議案第5号、議案第6号、請願受理第19号を議題といたします。

以上3件に関し、委員長の報告を求めます。下川原教育民生委員長。

〔教育民生委員長下川原光昭君登壇〕

○教育民生委員長（下川原光昭君） 本定例会において教育民生委員会に付託されました議案2件及び請願1件について、去る6月19日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第5号「暴力団排除条例」について申し上げます。

本条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項、必要な規制等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民生活の安全と平穩の確保及び市民経済の健全な発展に寄与することを目的に制定しようとするものである。

岩手県内では、既に18の市町村で条例制定済みであり、また、2016年希望郷いわて国体が当市を会場に開催されるなど、今後ますます交流人口の拡大が予想されることなどから、当市でも条例を制定し、安全・安心なまちづくりを推進しようとするものであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、これまでは公共工事発注に係る分のみが暴力団排除の対象になっていたものが、本条例制定後は市で行う全事務事業が対象となるものかとただしたのに対し、条例制定後は全事務事業が対象となり、今後、久慈警察署と暴力団排除に関する合意書を結ぶ予定となっているとの答弁がありました。

次に、金融機関を先例に、市としても、暴力団ではない旨を記した宣誓書等を提出させる必要があると思うが、その考えはとただしたのに対し、今後、制定を予定している要綱の中において、物品購入等の場合に宣誓書等を提出していただく予定としているとの答弁

がありました。

そのほか、条例制定後の期待される効果、トラブル実態把握のための岩手県警との連携などについて、質疑、答弁が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第5号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「訪問看護ステーション条例を廃止する条例」について申し上げます。

本条例は、これまで市の直営で運営してきた訪問看護事業を継続できる民間事業所が、岩手県から指定を受け、本年4月1日から業務を開始しているため、市の訪問看護ステーションを廃止しようとするものである。

これまでの経緯として、在宅医療・看護連携を強化する取り組みの中で、岩手県医療政策室や久慈医師会などと意見交換を行ってきたが、その中で必要性が高いと考えられた訪問看護について、当市では民間事業所の開設に係る支援を行ってきたところであり、新しい事業所の運営のめどがたったことから、市の訪問看護ステーションを廃止しようとするものであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、今回、移行となる対象利用者数についてただしたのに対し、今回移行となった利用者は19名である。また、過年度分については、介護で約20名ほど、医療で約3名ほどで推移しているとの答弁がありました。

次に、民間に移行することでサービス内容に変動があるのかとただしたのに対し、市としては利用者に対しサービスの内容が変動ないことを大前提として取り組んできており、移行に当たっては、現在の利用者や新事業者に対し、説明、引き継ぎ等を尽くした上で進めてきたとの答弁がありました。

そのほか、介護保険の収支、今後の施設職員の処遇などについて、質疑、答弁が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第6号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願受理第19号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算拡充を求める請願」について申し上げます。

本請願は、日本はOECD諸国と比較し、1学級及

び教員1人当たりの児童生徒数が多い現状にある。しかし、国では9年もの間、改善計画がない状況が続いている。

子供たちへの教育環境の質の向上並びに自治体が安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけられた教職員定数改善計画の策定が不可欠である。

そのため、政府の来年度の予算編成において、計画的な教職員定数改善を推進すること、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること、学校施設整備費など、特に被災自治体における教育予算が十分に確保できるよう国の教育予算を拡充すること、以上の3点が実現されるよう、国の関係機関に対し意見書を提出してほしいというものであります。

審査に当たりましては、請願者からの意見陳述を受け、委員間討議を行ったところでもあります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、現場の教職員にとって、1学級当たりの児童生徒数は何名が適正と考えているのかと尋ねたのに対し、私どもとすれば30名以下が理想と考えているが、まずはそこに至るまでの段階として、文部科学省では40名を35名にする定数改善の取り組みを進めているとの説明がありました。

次に、予算の拡充に係る請願にあわせ、教育環境を充実させるための要望を行うことで、教育現場の実態に即した、より現実的な請願になるのではないかとただしたのに対し、この請願は、教職員の定数改善の推進をするために、各自治体に対し全国一律で提出しているものであり、まずは一番の基礎となる定数改善に向けた財源の確保を目指しているとの説明がありました。

そのほか、教育現場における非正規職員の人数、この請願に対する県や市の教育委員会の理解などについて、質疑、説明が交わされたところでもあります。

採決の結果、請願受理第19号は、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

まず、議案第5号「暴力団排除条例」、議案第6号「訪問看護ステーション条例を廃止する条例」について採決いたします。以上の議案2件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第5号及び議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、請願受理第19号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算拡充を求める請願」を採決いたします。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、請願受理第19号は採択と決定いたしました。

~~~~~

日程第4 議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第15号、議案第16号、請願受理第18号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第4、議案第7号から第9号まで、議案第15号、議案第16号、請願受理第18号を議題といたします。

以上6件に関し、委員長の報告を求めます。木ノ下産業建設委員長。

〔産業建設委員長木ノ下祐治君登壇〕

○産業建設委員長（木ノ下祐治君） 本定例会において産業建設委員会に付託されました議案5件及び請願1件について、去る6月19日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果について報告いたします。

なお、委員会では、審査に当たり、議案第16号について現地調査を実施したところであります。

初めに、議案第7号「久慈湊漁港海岸災害復旧（23災第633号防潮堤）その1工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、平成25年7月29日に議会の議決を経て、山口建設株式会社と契約締結し、その後、平成26年12月

17日に議会の議決を経て、請負金額の増額変更を行った久慈湊漁港海岸災害復旧その1工事について、増額後の請負金額4億4,139万960円から1,146万960円を減額し、4億2,993万円で請負変更契約を締結しようとするものであります。

具体的な内容であります。県営事業である三陸高潮対策事業夏井川工区に係る河川堤防改良工事及び市道つけかえ工事の進捗状況から、防潮堤起点部の一部が工期内に施工困難となったことから、その影響範囲となる防潮堤上部の天端被覆工と表法被覆工及び裏法被覆工の一部を減工しようとするものであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、県営工事が遅れている理由についてただしたのに対し、用地買収に係る交渉事務に遅れが出ているためと、岩手県から伺っているとの答弁がありました。

次に、その1工事で減工となった部分の今後の工事発注手法についてただしたのに対し、現在施工中のその3工事への追加工事を考えているとの答弁がありました。

そのほか、久慈湊漁港海岸災害復旧工事の全体完成見直しなどについて、質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第7号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「財産の取得に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、久慈市総合防災公園整備に伴い、公園用地として、旭町第7地割、源道第13地割及び夏井町大崎第3地割、第4地割、第5地割、第9地割地内の土地18万6,129.02平方メートルを1億9,415万9,077円で買入れようとするものであります。

具体的な内容であります。財産取得に当たっては、不動産鑑定評価事務の委託を行い単価設定したところであり、財産評価委員会からは妥当とする答申を受けたところである。

また、本事業に係る地権者数は37名で、そのうち今回取得しようとする土地の地権者数は34名であり、未契約の用地についても、今後、引き続き事務を進めていく考えであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、多目的グラウンドの面積を当初の8ヘクター

ルから4ヘクタールで足りるとした面積根拠についてただしたのに対し、久慈湊・大崎地区住民の約4割が車両によって避難することを想定した駐車場面積であるとの答弁がありました。

次に、平時における多目的グラウンドの活用方法とその維持管理についてただしたのに対し、レクリエーションスポーツを想定しての芝生化を考慮しており、維持管理については利用者団体による芝刈り等の維持管理形態がとれないか模索中である。

なお、今後の都市計画審議会や一般市民からの意見を取り入れ、多目的グラウンドの活用方法については広く検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、車両での避難を想定した場合のアクセスルート、指定避難所である久慈市総合福祉センターや金刀比羅神社との関係性、現在、基本構想策定作業が進められている総合運動公園整備との関係性、第一期工事の発注時期及び工期、また事業費に係る地方負担の可能性などについて、質疑、答弁が交わされたところがあります。

採決の結果、議案第8号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「財産の取得に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、県営事業である三陸高潮対策事業久慈川工区の施工に伴い、湊橋が上流側へ架け替えられることから、左右岸の取りつけ道路となる都市計画道路広美町海岸線及び都市計画道路久慈湊大川目線の用地として、長内町第37地割、湊町第15地割、第16地割、第17地割地内の土地6,658.66平方メートルを3,910万4,660円で買入れようとするものであります。

具体的な内容ではありますが、財産取得に当たっては、岩手県において単価設定したところであり、財産評価委員会からは妥当とする答申を受けたところである。

また、本事業に係る地権者数は32名で、そのうち今回取得しようとする土地の地権者数は9名であり、未契約の用地についても、今後、引き続き事務を進めていく考えであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

未契約用地の今後の契約見通しについてただしたのに対し、事業計画に対する地権者からの反対はないものの、住宅が移転対象となる地権者もあることから、引き続き丁寧な交渉を進めていきたいとの答弁があり

ました。

採決の結果、議案第9号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、久慈市小袖海女センターの指定管理者に、久慈市漁業協同組合小袖漁業生産部を、平成27年7月1日から平成30年3月31日まで指定しようとするものであります。

具体的な内容ではありますが、当該施設の指定管理者の指定に当たっては、一者指定としたところであり、年間12カ月分の市からの管理業務委託料を783万円に設定したところであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、施設内での生鮮品販売に係る衛生管理のあり方についてただしたのに対し、小袖漁業生産部からは海産物等の生鮮品を販売したい旨を伺っているところであり、施設内には冷凍庫等も整備していることから、今後、久慈保健所から指導を受けながら販売環境を整えていきたいとの答弁がありました。

次に、施設内での販売収益と指定管理料との関係性についてただしたのに対し、当該施設の管理運営に関し指定管理をお願いするものであり、小袖漁業生産部独自の営業収支とは切り離されたものであるが、今後の指定管理料算定の参考とするため、小袖漁業生産部独自が行う事業会計についても把握に努めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、北限の海女素潜り実演の見学料設定のあり方、施設内で販売する土産品選定のあり方、観光客駐車場の対応などについて、質疑、答弁が交わされたところがあります。

採決の結果、議案第15号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案の湊源道線は、久慈市復興計画に基づき、久慈湊小学校の児童及び周辺住民の避難道路として整備され、国道395号と市道山岸線を結ぶ路線であり、公益性が高いと認められることから、市道に認定しようとするものであります。

具体的な内容ではありますが、湊源道線は、起点を湊

町第14地割46番3地先、終点を源道第14地割26番地先とし、延長を499.3メートル、車道幅員は4メートルから6.5メートル、歩道幅員は1.55メートルとする路線であるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、車両の往来が増える可能性があることから、拡幅する考えがないのかただしたのに対し、車道幅員が4メートル以上あることから、車両同士のすれ違いは可能である。また、将来の拡幅整備にも対応できるよう、JRとの協議により、踏切内をできる限り広く確保したところであるとの答弁がありました。

次に、津波避難時には山手方向への一方通行とする考えがないかただしたのに対し、今後、検討した上で、岩手県公安委員会等と協議してみたいとの答弁がありました。

次に、請願受理第18号「農協法改定をはじめとした「農業改革」に関する請願」について申し上げます。

本請願は、現在国会で審議中の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律をはじめとする農業改革について、日本の農業を企業の自由競争の場に開放し、地域農業と地域の暮らし、さらに農業協同組合を破壊させるおそれがあることから、国に対し、日本の農業を守り、食料自給率を向上させる政策を実現するとともに、企業の農地取得に道を開く農地法の改正、農業委員の公選制を廃止する農業委員会等に関する法律の改正、法的措置を強いる農業協同組合法の改正を止めるよう意見書の提出を求めるものであります。

なお、審査に当たっては、請願者からの意見陳述を受けた上で、質疑を行ったところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

政府の考えは、一般の農業従事者をどう守っていくかという視点に欠けているように感じるが、政府の対応をどう受けとめているか尋ねたところ、TPP関税撤廃による貿易自由化や米価下落への具体的対策がとられないまま、政府はより一層、農業分野への企業参入を進めようとしているように受けとめているとの説明がありました。

採決の結果、請願受理第18号は、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの報告の中で、議案第16号は、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しましたことを申し

上げます。大変失礼いたしました。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

まず、議案第7号「久慈漁港海岸災害復旧（23災第633号防潮堤）その1工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」、議案第9号「財産の取得に関し議決を求めることについて」、議案第15号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」、議案第16号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」を採決いたします。以上の議案4件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第7号、議案第9号、議案第15号及び議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、請願受理第18号「農協法改定をはじめとした「農業改革」に関する請願」を採決いたします。本請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、請願受理第18号は採択と決定いたしました。

~~~~~

日程第5 請願受理第17号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第5、継続審査中の請願受理第17号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、濱欠明宏君の退席を求めます。

[24番濱欠明宏君退席]

○議長（八重櫻友夫君） 本件に関し、委員長の報告を求めます。木ノ下産業建設委員長。

[産業建設委員長木ノ下祐治君登壇]

○産業建設委員長（木ノ下祐治君） 請願受理第17号「久慈市長内町元木沢地区に計画される三陸沿岸道路「野田久慈道路」の「工法見直しを求める」請願」について申し上げます。

本請願は継続審査中の案件であり、前回、平成27年3月13日に開催の委員会審査以降、請願者をはじめとする地域住民に対し、市主催の三陸沿岸道路事業（久慈市長内町下長内・新井田間）のルート及び構造等の説明会が開催されたことを踏まえ、再度、請願者からの意見陳述を受けた上で委員間討議を行い、審査したところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、市主催の説明会を踏まえての感想・意見や地域の状況について尋ねたところ、構造の概要や利用形態等の丁寧な説明がなされたところであり、当初抱いた不安が解消された部分はあるものの、やはり請願趣旨のとおり、地域コミュニティの分断とならないよう、盛り土工法からの変更をお願いしたいと考えているとの説明がありました。

次に、工法とは別に、新たな道路利用形態についてはどのような受けとめ方をしているのか尋ねたところ、新たな交差点によるアクセス利便性の向上が図られるとともに、交通安全上の課題も出てくるのではないかと受けとめているとの説明がありました。

そのほか、用地取得の進捗状況などについて、質疑が交わされたところであります。

採決の結果、請願受理第17号は、全員異議なく、継続して審査すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、請願受理第17号「久慈市長内町元木沢地区に計画される三陸沿岸道路「野田久慈道路」の「工

法見直しを求める」請願」について採決いたします。

委員長の報告は継続審査に付すべきものであるという報告であります。本請願は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、請願受理第17号は継続審査に付することに決定いたしました。

濱欠明宏君の入場を許します。

[24番濱欠明宏君入場]

~~~~~

## 日程第6 議案第1号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第6、議案第1号「平成27年度久慈市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案の審議方法についてお諮りいたします。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出ともそれぞれ款ごとに説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。12ページをお開き願います。

歳入、9款1項1目地方交付税であります。東日本大震災復旧・復興事業の財源として、震災復興特別交付税8,482万3,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

13款国庫支出金、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 13款国庫支出金2項国庫補助金であります。1目総務費補助金は、個人番号カード交付事業1,293万6,000円の増ほか1件の増、合わせて2,693万6,000円の増額、2目民生費補助金は、生活困窮者就労準備支援事業16万2,000円の増額、6目土木費補助金は、社会資本整備総合交付金（防災公園事業）7,171万7,000円の増額、この項は合わせて

9,881万5,000円の増額を計上。

3項委託金であります。3目教育費委託金は、スクールソーシャルワーカー派遣事業38万8,000円を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

14款県支出金、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 14款県支出金2項県補助金であります。1目総務費補助金は、公共施設再生可能エネルギー等導入事業600万円の増ほか1件の増、合わせて1,100万円の増額、2目民生費補助金は、子供・妊産婦医療給付費56万7,000円の増額、5目農林水産業費補助金は、農林水産物のPR活動に対して、いわて農林水産物消費者理解増進対策事業115万4,000円の増ほか2件の増、合わせて2,596万6,000円の増額、この項は合わせて3,753万3,000円の増額を計上。

3項委託金であります。5目土木費委託金は、河川障害物除去業務75万6,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 県支出金の委託金のことで、河川障害物除去75万6,000円の計上ですけど、歳出でもそのまま土木河川費で予算化になっていますが、実はことしですけども、久慈川河川堤防の河川敷の堤防が、原因は何だかわかりませんが、たばこの火かなんかだけでも、火事になったときがあるんですよ。

風が吹いていたと思うんですが、消防も当然出んですけども、火事の原因は何というふうに特定したのか私にはわかりませんが、実は私は前々から言っているんですけども、秋も含めて3回刈ると、春の草の出が非常に遅いんですよ。春先の乾燥時期に草が生えていると、たばこの火でも火がつきやすいという状況になっていて、ちょうど久慈小学校の前の歩道橋のあたりで火災が発生してあったんですよ。

これはぜひ、衛生班連合会とのかかわりもありますけども、従来から3回やってほしいということを私はずっとやってきたんですが、なかなか高年齢とかさまざま理由をつけて、なかなか3回はやらないんですが、

3回でもごみ拾いはやるんですよ。

ごみ拾いのときに1時間だけ設定すれば、私はいいいのではないと思うんですけども、刈らないことによる今回河川で火災が起きたものですから、その辺の対応をぜひ検討してほしいんですが、その辺の考えはお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 議員おっしゃいますように、3回刈れば、草の生育にはかなりいいと思います。ただ、今回、河川のほうで増額したのは人件費の増ということで、人件費は2回まで見てもらっております。今後、3回目等につきましては、またいろいろ研究しながら、県のほうともちょっと話をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 河川敷の人件費というのは、どちらに出している人件費ですか、具体的に。人件費と言うけども、衛生班連合会の人件費ですか、内容をお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 県の河川のほうから市の土木のほうに人件費ということで来ているわけですけども、それを衛生班連合会のほうにそのまま委託いたしまして出しているということで、そういうことで人件費ということになっておりますけれども。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 県から来た分ではそうだと思いますが、まず3回目については全部久慈市がこっちで対応するという考え方もあれだろうし、3回目をやったから、うんと経費がかかるわけでもないわけですよ。現場で私たちも出るわけですけども、そんなに油代がかかるわけでもないし、河川堤防を刈るといったってね。

そこは、ひとつぜひこれは火災予防の観点もありますので、3回目の増についてはぜひ衛生班連合会と再度話を詰めていただきまして、3回刈るような形の方で考えてほしいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（八重櫻友夫君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 河川堤防の草刈り等については、本当に市民の皆様方からご協力いただいて、き



れいにさせていただいております。

今、議員さんから、3回やれば全然違うんだというお話でございました。そして、ごみ拾いのときにでもできるのであれば、1時間ほどセットでできる方法等もあるのではないかとのご提言もいただきましたので、それらもろもろひっくるめて、衛生班連合会とも相談してみたいと思います。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 失礼いたしました。先ほど、県から2回ということですけど、県から労務費で人件費でもらっているのは1回分だけでございます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

17款繰入金、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 17款繰入金1項基金繰入金であります。1目財政調整基金繰入金は494万3,000円の増額、3目東日本大震災復興交付金基金繰入金は2,150万2,000円の増額、この項は合わせて2,644万5,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

19款諸収入、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 19款諸収入4項4目雑入であります。公園等入場料10万円の増ほか3件の増、合わせて849万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

20款市債、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 14ページをお開き願います。

20款1項市債であります。歳出予算に計上いたしました各事業のうち、適債事業について市債を発行しようとするもので、公共施設防災機能強化事業債400万円の増ほか1件の増、この項は合わせて820万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、給与費明細書及び2款総務費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） それでは、最初に給与費等について、補正予算給与費明細書によりご説明申し上げます。24ページをお開き願います。

特別職であります。表の一番下の比較欄でご説明申し上げます。その他の特別職は、職員数2人の増、報酬37万5,000円の増額となりますが、これは嘱託医報酬の増によるものであります。

以上で、給与費明細書の説明を終わります。

それでは、前に戻っていただきまして、16ページをお開き願います。

歳出、2款総務費1項総務管理費であります。1目一般管理費は、制度周知パンフレットの作成配付経費として、社会保障・税番号制度対策事業費200万円の増額、5目財産管理費は、公共施設防災機能強化事業費400万円の増額、6目企画費は、ソーラー式LED避難誘導灯設置経費として、公共施設再生可能エネルギー等導入事業費600万円の増、新規事業として、拠点づくり計画策定等の経費として、山根ネットワーク圏活性化補助金1,400万円を計上、ほか1件の増、2件の減、合わせて1,633万1,000円の増額、この項は合わせて2,233万1,000円の増額を計上。

3項1目戸籍住民基本台帳費であります。個人番号カード等事務経費1,293万6,000円の増額を計上。

5項統計調査費であります。2目基幹統計費は組み替えのため、補正額の増減はありません。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。10番桑田鉄男君。

○10番（桑田鉄男君） 企画費のところだと思うんですが、コミュニティ助成事業補助金、これは歳入のところでは530万計上されておったんですが、歳出で総務費と消防費に分かれて計上されているようですが、総務費で計上されている部分のどのような地域でどのような事業が実施されるのかについてお尋ねをします。

○議長（八重櫻友夫君） 一田総合政策部長。

○総合政策部長（一田昭彦君） 企画費の部分のコミュニティ助成事業でございますが、ご承知のとおり、

自治総合コミュニティセンターが行うコミュニティ助成事業で、100万から250万の間で、集会施設や地域コミュニティの活動の充実強化を図るものでございまして、今年度は今回は横沼町内会150万、これは冷蔵庫、冷凍庫、それからプロジェクター、椅子、テーブル等の備品でございます。

それから、寺里町内会が250万、テレビとか発電機、除雪機等でございます。失礼しました。プロジェクターが、横沼じゃなくて寺里町内会のほうです。失礼しました。

それから、巽町町内会のほうは100万円で、小太鼓、お祭り用の中太鼓等の備品の整備でございます。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 社会保障・税番号制度の問題、それから3項1目個人番号カード等事務経費、これでいわゆるマイナンバー制に基づいての市としての対応だと思っただけども、初期投資、全体でどれぐらいかかるのか、それから年間の維持管理費はどのぐらいかかる見込みなのか、まずお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 一田総合政策部長。

○総合政策部長（一田昭彦君） 資料を取り寄せて、答弁いたします。

○議長（八重櫻友夫君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） それでは、2002年からでしたか、住基ネットがありましたよね。これがなかなか久慈市でも導入して体制を整えたけども、利用状況が極めて不振で、いつの間にか話題にすらならなくなったという状況ですよね。

そこで、住基ネットの利用率はどれぐらいか。それから同じく初期投資にどれぐらいかかったのか、年間の維持管理費がどれぐらいかかっているのか、それもあわせてお聞かせください。

結局、この問題では、個人情報漏えいして、市民一人ひとりが丸裸にされるという懸念と同時に、費用対効果からいっても、本当にそれぐらい投資をして効果があるのかという、企業、業界の仕事が全国的に莫大にふえるわけですから、事業拡大にはなると思うんだけど、しかし市民にとって、行政にとって、本当にそういう効果が期待できるのかという根本的な疑問があるわけですよ。それで、あわせてお尋ねしたところですよ。

それから、もう一つ、個人番号カード、これは希望者に発行するというので、そういう理解でよろしいですね。

○議長（八重櫻友夫君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 個人番号カードでございますが、希望者というお話でございますが、希望する方に発行いたします。希望しない方には発行いたしません。

それから、住民基本台帳カードの件でございますが、利用率とか初期投資、維持管理費の件でございますが、資料を取り寄せてご答弁申し上げます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

3款民生費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 3款民生費1項社会福祉費であります。1目社会福祉総務費は、県事業の医療費助成、小学生入院費の拡大により、乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付事業費120万9,000円の増ほか1件の増、合わせて945万6,000円の増額を計上。

2項児童福祉費であります。1目児童福祉総務費は、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費93万円の増ほか2件の減、合わせて25万円の増額。18ページをお開き願います。3目児童福祉施設費は、僻地保育所運営費22万5,000円の増ほか1件の増、合わせて37万5,000円の増額。この項は、合わせて62万5,000円の増額を計上。

3項生活保護費であります。1目生活保護総務費は、生活保護法施行事務費32万4,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

先ほど、小野寺議員の質問に答弁を保留しておりましたので、答弁させます。一田総合政策部長。

○総合政策部長（一田昭彦君） マイカードに係る部分についての初期投資の部分でございます。

住基の台帳システムとか、国民年金システムとか、いろいろな部分がございますが、これが初期投資で26、27、28年合計で1億382万ほどと見込んでおります。これはあくまで現段階での概算でございます。

また、ランニングコスト、維持補修の部分につきま

しては、年間1,000万円と見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 4款衛生費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 4款衛生費1項保健衛生費であります。1目保健衛生総務費は、地方創生事業へ振り替えによる平成26年度予算措置分として、保健センター維持管理費50万円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

5款労働費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 5款労働費1項1目労働諸費であります。地方創生事業へ振り替えによる平成26年度予算措置分として、新卒者雇用支援奨励金交付事業費120万円の減ほか1件の減、合わせて220万円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

6款農林水産業費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 6款農林水産業費1項農業費であります。2目農業総務費は、街灯のクリーンエネルギー化経費として、農村環境改善センター等維持管理費774万8,000円の増額、3目農業振興費は、農林水産物のPR活動経費として、いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費123万7,000円の増ほか1件の増、合わせて233万円の増額、4目畜産業費は、平成28年度事業の前倒し分として、いわて型牧草地再生対策事業費1,704万円の増額、この項は合わせて2,711万8,000円の増額を計上。

2項林業費であります。2目林業振興費は、新規事業として、菌床シイタケ用培地導入への補助として、特用林産施設等体制整備事業費補助金1,629万2,000円を計上。

20ページをお開き願います。3項水産業費であります。2目水産業振興費は、地方創生事業へ振り替えによる平成26年度予算措置分として、ナマコ産地化推

進事業費補助金469万円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

7款商工費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 7款1項商工費であります。2目商工業振興費は、地方創生事業へ振り替えによる平成26年度予算措置分として、超人シェフ倶楽部地方応援プロジェクト事業費180万円の減額、3目観光費は、地方創生事業へ振り替えによる平成26年度予算措置分として、教育旅行等受入推進事業費480万円の減、新規事業として、平庭高原のレンゲツツジ植栽等の経費として、平庭高原環境整備促進事業費205万1,000円を計上、同じく新規事業として、小袖海女センターの指定管理費として、海女センター指定管理費588万7,000円を計上、ほか1件の増、2件の減、合わせて19万8,000円の増額、この項は合わせて160万2,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。6番木ノ下祐治君。

○6番（木ノ下祐治君） 平庭高原の環境整備、ツツジを植栽するという事なんですが、場所はどこにするわけですか。

○議長（八重櫻友夫君） 大森山形総合支所長。

○山形総合支所長（大森正則君） ただいま平庭高原環境整備促進事業費のツツジの植栽場所についてのご質問がございましたが、今考えておりますのは、平庭高原の281号線の高いほうですが、さわやかトイレがある部分、あそこに平場がありますけども、その近くにありますフォレストボードと呼ばれます木道、あるいは平場から平庭山荘に向かいますの途中と申しますか、シラカバ林がありますが、その中の散策路と申しますか遊歩道、そこら辺、あと来年は闘牛の国際サミットが開かれますけれども、その会場であります平庭闘牛場の周辺に植栽する予定となっております。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 6番木ノ下祐治君。

○6番（木ノ下祐治君） 結構なことなんですが、一番道路を通って感じることは、シラカバはもちろんなのとおり白樺林でいいわけですが、平庭ツツジという

ことで大分名は知られているんですが、ただ道路沿いに全然ないんですよね、ツツジが。

あれが私は不思議だなと思っているんですが、葛巻側は多少ワイナリーのあたりから峠のあたりに向かってツツジが植わさっているんですが、最低でも峠のあたり、ちょうどあそこは十字路になるわけですが、今、支所長が言った。ただもう少しあの近辺を、駐車場の近辺のあたりがもう少しツツジで明るく華やかになれば、もっと平庭が見た感じが違ってくるのかなと、前々からそう思っていたんですが、そっちの施設のほうもいいんですが、その辺の国道沿い、あの辺をもう少し何とかしたほうがよいのではないかと考えますので、よろしくをお願いします。

○議長（八重櫻友夫君） 大森山形総合支所長。

○山形総合支所長（大森正則君） ただいまの議員さんのご指摘のとおりでございますけれども、先ほど申し上げました場所でございますが、これから検討する余地がございますので、もう少し頂上付近といえますか、さわやかトイレの付近を中心に植栽することも検討してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

8款土木費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 8款土木費3項河川費であります。1目河川改良費は、実績見込みにより、河川障害物除去事業委託経費75万6,000円の増額を計上。

5項都市計画費であります。5目公園費は、実績見込みにより、防災公園整備事業費1億4,343万4,000円の増、JC公園の環境整備経費として、被災地域憩いの場整備事業費2,594万円の増、合わせて1億6,937万4,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。12番中平浩志君。

○12番（中平浩志君） 河川の障害物除去なんですけれども、前にも何回か一般質問等でも出されています。ある程度、市内各地を見ていると、結構河川に障害物、また雑木林とか、いろんなものが障害としてあるようです。

ことしの異常気象等を考えると、全国各地で大雨災害、洪水等の被害も出ております。もし、今のままで

ありますと、結構被害が大きくなる可能性もあるのかなというふうに私は見えています。

常に計画性を持ちながらやっていると思いますけれども、もうちょっと予算化しながら、早急に進めてもいいのかなというふうに思いますけれども、考えをお伺いいたします。

○議長（八重櫻友夫君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 今、だんだん6月になって、本当に梅雨の時期になって、これから大雨等が来ると思います。議員がおっしゃるように、河川の中にはかなり倒木といえますか、そういったものもあるところもありますので、そういったものにつきまして、今後、県のほうにさまざま情報提供しながら、一緒に対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 今に関連するんですが、障害物除去の問題で、具体的に言えば小久慈地区の長内川の稲村団地の、いわゆる河川敷内での立木が結構繁茂して、いざ大雨なんかでもなったら大変なのではないかという懸念を示しているわけですね。そういう点では、市としても現地を見て、県のほうに今言われたように要請をするということも大事だと思うんですが、改めてお聞かせいただきたいのが第1点。

第2点は、防災公園整備事業費の問題です。

ご案内のように、私どもは防災公園そのものは反対ということじゃないですよ。問題は、建設場所が当該の場所が地すべり地帯であり、やませも強いところであり、それに伴って事業費も余計にかさむということから、だめだということ言ってきたわけです。この考えには私どもは今もって変わりはないわけで、そういう点では、そういう立場から、さきの8号議案でも反対をしたという経緯です。

この間、事業規模や投資事業費の縮小に努めてこられたことは承知はしておりますけれども、残念ながらそういう立場だということを踏まえていただいて、1億4,000万の実績見込みと言うけれども、どうしてそうなったのか、若干説明していただきたいと思っております。

それから、次の被災地憩いの場整備事業、具体的に場所はどこなのかと、若干内容も含めてお知らせください。

○議長（八重櫻友夫君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） まず、長内川の稲村団地の向かいの付近ということですが、下流のほうも一部あるんじゃないかなと、私のほうでも見ておりました。これにつきましては、今後とも県のほうにさまざま要望して、一緒になって対応したいと思います。

それから、防災公園でございますけれども、できるだけ縮小の方向でということで指示がありまして、これにつきましては補助要綱等ありますので、まずそれに沿った形で、最低限の面積は必要だということで、あとはできるだけ園路といいますか、道路を延ばす方向で今考えております。これにつきましては、今回、補正に提案している金額でございますが、これは全て工事費のほうに回していきたいというふうに考えております。

それから、憩いの場でございますが、これは元木沢の掘り込み港湾のところの土手にJ C公園というところがございまして、あそこにモニュメントが今回できました。ということで、復興事業ということで、国のほうに復興庁のほうにお願いいたしまして、その周辺の整備ということで、今あそこに東屋と、それから少し整備して舗装等して、それから園路もつくってというふうに、少し皆さんが憩いしやすいような形に整備したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 河川除去に関しますが、以前のり面の保護についてはずっと何回も申し上げてきて、いつも県にお願いしていくという答弁、先ほどもあったんですが、堤防のり面の勾配の率というのは決まっていると思うんですけれども、歩いてみて正常な勾配になっていると思っているかどうか、その辺の確認をまずしたいんですが。

○議長（八重櫻友夫君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 以前にもそういうお話があって、ちょうど堤防のり面が人が歩くところが崩れているというところがあるということで、県のほうにはお願いしておりますけれども、県のほうではまず機能的には問題ないということでお話を伺っております。部分的なところにつきましては、今後ともまた県のほうと相談してみたいと思います。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 市道としては、変えて使っているわけですよ。のり面は確かに県の管理だけでも、これはそうは言っても市道を使って、雨が降って、のり面が砕けて、のり面が走るとか路肩が崩れて、だから市が県と言うだけでいけないと思うんです、これは。だから、のり面については勾配をちゃんと緩くとらないと、草刈りのときに危険なんです。みんなほとんど今は機械化でやっています。しかし、滑って転ぶんです、危険で。道路はこうだけど、急にがたつとなつて、こうなっているんですよ。

だから、少なくとも滑らかになるような状況をつくっていただきたいんですが、安全確保のために、これは県と言わないで、県と市がもっと密接な関係を持ちながら、市道として使っているわけですから、現状は。だからそこをもう少し積極的に何とか安全策を考えていただきたいんですが、お聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 一般質問等でもありますけれども、堤防にある市道の部分、ちょっと下がっているところがある、また歩道舗装部分から外れた部分、そこから水が来て、のりが少し削れているという部分につきましては、市道の管理の中でできるところはこれから現地を見ながら対応したいと思います。

また、のり面につきましては、その際、悪いようなところがあれば、また県のほうとも相談してみたいと思います。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

先ほど小野寺議員の質問に、住基ネットについての答弁を保留しておりましたので、答弁をさせます。和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） それでは、答弁を保留しておりました住基カードに関するご質問にお答えをいたします。

現在、総交付枚数は2,223枚、そのうち廃止となったカードが403枚、現在有効に機能しているカードが1,820枚というふうになっております。

また、維持管理費でございます。これは今年度の資料でございますが、487万7,000円、これが維持管理費でございます。

初期投資経費につきましては、詳細な資料がございませんので、そこはご了承をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 9款消防費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 9款1項消防費であります。3目消防施設費は、防火水槽施設整備事業費106万2,000円の増額、5目災害対策費は、中越大震災ネットワークおぢや負担金等として災害対策事業費25万3,000円の増、地域防災センター5施設の指定管理費として地域防災センター指定管理費79万円を計上、ほか2件の増、合わせて234万3,000円の増額。22ページをお開き願います。この項は、合わせて340万5,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

10教育費、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 10款教育費1項教育総務費であります。2目事務局費は、小中学校への支援員の増として、くじかがやきプラン事業費270万円の増額、5目教育研究指導費は、各小中学校へスクールソーシャルワーカーを派遣する経費としてスクールソーシャルワーカー派遣事業費39万1,000円の増額、この項は合わせて309万1,000円の増額を計上。

4項社会教育費であります。3目図書館費は、地方創生事業へ振り替えによる平成26年度予算措置分として、図書館で行う子育て応援事業費50万円の減額、4目文化会館費は、アンバーホールの舞台音響設備改修調査及び設計監理業務委託経費として、文化会館改修事業費923万4,000円の増額、この項は合わせて873万4,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 文化会館の件ですが、そういう一定年数が経っていますから当然必要なわけですが、900万で調査をして、どの程度の形で何年計画で、あるいは単年度での計画になっていくのか、その事業費が、そのやり方についてお聞かせください。

それから、図書館費にちょっと関連させていただきたいんですが、先日、久慈小学校の施設のお祝いに行った際に、すばらしい図書館の部屋も見させていただ

きましたが、ところが司書が配置されていないということをお伺いしました。

ああいう大きい学校にさえ司書を配置しないとどうということかと思って私は先生に聞いたら、ぜひ配置してほしいんですということをおっしゃっていましたが、司書教諭の配置ではなくて、専門的な図書館専用の司書の配置をするべきじゃないかというふうに感じてきたんですが、教育長、どうなんでしょうね。

ああいう大きい学校は少なくとも司書の配置が緊急に必要なと思うんですが、建物は立派でも人をちゃんと配置しないと図書館が生きてこないというふうにして、本当に先生方も欲しいと言っていましたから、ぜひその要望に応じていただきたいんですが、お聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 城内議員に申し上げますが、補正予算ですので、その点にかかわっての質問をひとつよろしく願います。

答弁をお願いします。澤里教育部長。

○教育部長（澤里充男君） それでは、私からは文化会館の今回の計上させていただきました改修事業費でございますが、この事業費900万ほどなんですが、これについては先ほど総務部長のほうから説明がありましたとおり、音響設備の改修に向けた、いわゆる改修の中身の調査、それからそれを受けての設計監理等の経費ということになります。

それで、何年計画で工事等をやっていくのかということなんですが、今回調査して、経費がどの程度かかるかという部分が出てまいります。それによって、財源とのかかわりが出てまいります。ということですので、それが出た段階で、具体的な計画を立ててまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） 図書館司書の件でございますが、久慈小学校だけではなくて、できればほかの学校にも、毎日ではなくても、支援員を配置できればいいとは思っておりますが、なかなか実現できていない現状ですので、今後、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条、債務負担行為の補正、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 第2条、債務負担行為の補正につきまして、表によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正であります。海女センター指定管理費ほか1件について、表のとおり期間及び限度額を定めようとするものであります。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

第3条、地方債の補正、説明を求めます。勝田総務部長。

○総務部長（勝田恒男君） 第3条、地方債の補正につきまして、表によりご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。

第3表、地方債補正であります。文化会館改修事業を追加するとともに、公共施設防災機能強化事業について、表のとおり限度額を変更しようとするものであります。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第1号「平成27年度久慈市一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第2号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第7、議案第2号「平成27年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は一括説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条、債務負担行為の補正、説明を求めます。中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） それでは、議案第2号について説明申し上げます。2ページをお開き願います。

第1表、債務負担行為の補正であります。公共下水道事業（管渠施設費）ほか1件について、中部第2排水区雨水ポンプ場建設工事及び久慈浄化センター脱水機増設工事の工期設定等を平成28年度までの2カ年事業としたいことから、平成28年度にそれぞれ3億1,260万円、3億40万円を追加しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第2号「平成27年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開は3時45分いたします。

午後3時28分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（八重櫻友夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第8 議案第17号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第8、議案第17号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。中居副市長。

〔副市長中居正剛君登壇〕

○副市長（中居正剛君） 追加提案いたしました議案1件の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第17号「財産の取得に関し議決を求めることについて」であります。本議案は岩手日野自動車株式会社宮古営業所から、道路除雪の用に供する除雪ダンプトラック1台を、2,408万4,000円で買入れしようとするものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（八重櫻友夫君） これより提出議案に対する総括質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、委員会の付託を省略し、直ちに審議することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第17号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 発議案第38号、発議案第39号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第9、発議案第38号及び発議案第39号を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案2件は、各党派共同提案でありますので、会議規則第37条第3項の規定及び先例により、議事の順序を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、採決いたします。発議案第38号「農業協同組合法改定をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出について」、発議案第39号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算拡充を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、発議案第38号及び発議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 発議案第40号、発議案第41号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第10、発議案第40号及び発議案第41号を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案2件は、各党派共同提案でありますので、会議規則第37条第3項の規定及び先例により、議事の順序を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、採決いたします。発議案第40号「久慈市議会委員会条例の一部を改正する条例」及び発議案第41号「久慈市議会会議規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、発議案第40号及び発議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 発議案第42号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第11、発議案第42号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。1番梶谷武由君。

〔1番梶谷武由君登壇〕

○1番（梶谷武由君） 発議案第42号「安全保障法制の整備に当たり、十分な国民への説明と憲法の理念を尊重し国会などでの慎重審議を求める意見書の提出について」、発議者を代表して提案理由を申し上げます。

政府は、第189回通常国会に国際平和支援法案と平和安全法制整備法案の2法案を提出しました。

国際平和支援法案は、多国籍軍などの戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は、集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案等10法案を一括したものです。

今、国会でこれらの法案が審議されていますが、説明が十分に行われていなかったり、議論がかみ合わなかったりしています。共同通信社による5月末の全国世論調査で、安倍政権の姿勢に対し、「十分に説明しているとは思わない」との回答が81.4%、法案成立後、自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが「高くなる」は68.0%で、国民の懸念が明らかになっています。

国民に対する説明をしっかり行うことと、憲法の理念を尊重し、今国会での成立にこだわらず慎重審議を尽くされるよう、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただきたいというのが提案理由です。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） これより提出議案に対する総括質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案は、委員会の付託を省略し、直ちに審議することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

質疑を許します。8番砂川利男君。

○8番（砂川利男君） 平和安全整備法案、あるいは集団的自衛権、こういうものは国連憲章の中では51条の中では認められているというようなことがあるわけですが、こういった部分についてはどのような捉え方をされておるか、お伺いいたします。

○議長（八重櫻友夫君） 1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） 国連憲章による集団的自衛権という部分、これらについてですが、国連憲章といいますか、国連で認められている部分と、それから日本がこれまで今の憲法ができてから、歴代政権、大部分は自民党政権だったわけですが、この政権の中でも集

团的自衛権というものについては、現在の憲法下ではそこまではいかないと、個別的な自衛権、これらについては認められているのだという理解のまま進めてきたわけです。

集団的自衛権の部分について、国民のアンケート、こういう等を見ても、あるいは憲法学者等の意見等を聞いても、いろいろと議論があるということで、この部分について拙速な審議決定ということではなくて、十分慎重に審議をしてほしいということで、集団的自衛権の部分については、私自身も認められないものだというふうには考えております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 8番砂川利男君。

○8番（砂川利男君） 集団的自衛権とかいうものについて、国連憲章の第51条では、「国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的または集団的自衛権の固有の権利を害するものではない」、こういうこともうたわれているんですが、国連憲章と我が国の憲法はどちらが優先されるように解釈したらよろしいですか。

○議長（八重櫻友夫君） 1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） 私たちは日本国の国民で、当然、憲法を遵守するというふうに思います。

○議長（八重櫻友夫君） 8番砂川利男君。

○8番（砂川利男君） 私は、憲法違反とかどうかというよりも、敵国条項というものが問題だと思うんです。敵国条項というのがいまだに生きている考え方の中からすれば、集団的自衛権も個別的自衛権もどうなるかという部分を我々は考えなければならぬし、非常に極めて重要なところに来ていると思うんです。

それはどういうことかと申し上げます、集団的自衛権に関する戦争法案は間もなくつくられるだろうと、そして戦力も日に日に増強の勢いである。この姿を中国から見れば、紛れもなく軍国主義の復活、戦略政策の開始と映る。これが敵国条項の適用のまたとない口実になっていくということが言われている。

そういったことからすれば、こういうことなきような方向に、国はあるべき姿を国民に示してもらいたいというような形での意見書を出したほうがいいような気がするんですけども、そういった面ではどのような感想か、お聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 1 番梶谷武由君。

○1 番（梶谷武由君） 国連といますか、日本が第二次世界大戦で負けて、そして现阶段でまだ敵国条項という部分が削除されていないといますか、それがまだそのまま現実として残っているというのも私自身も理解をしておりますが、私たちが考えていくとき、他の国々、とりわけアジアの諸国の人たちとはどのようにして友好を図っていくか、さまざまな感情的な行き違い等が仮にあったにしても、それは武力、力づくで対峙するのではなくて、話し合いを持ちながら、ぜひ努力をしていかなければならないだろうというふうな認識をしているところです。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。発議案第42号「安全保障法制の整備に当たり、十分な国民への説明と憲法の理念を尊重し国会などでの慎重審議を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、発議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第12 議員派遣の件

○議長（八重櫻友夫君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則第128条の規定に基づき、平成27年7月1日から2日まで、仙台市及び東京都で実施される平成27年度三陸北縦貫道路整備促進期成同盟会要望活動に、また平成27年7月13日に盛岡市で開催される第53回知事を囲む懇談会に、副議長下館祥二君を派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は可決されました。

~~~~~

市長挨拶

○議長（八重櫻友夫君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、市長から議員の任期最後の定例会議の終了に際して挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。遠藤市長。

〔市長遠藤譲一君登壇〕

○市長（遠藤譲一君） 第2回久慈市議会定例会議の閉会に際し、貴重な時間をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほどは、本定例会議に提案いたしました平成27年度補正予算をはじめとする各議案につきまして可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災から5年目を迎えました。議員の皆様には、久慈市復興計画に掲げる各プロジェクトの着実な推進にご理解とご支援を賜り、改めて敬意と感謝を申し上げます。

おかげさまをもちまして、当久慈市におきましては着実に復旧・復興が推し進められているものと捉えており、引き続き、久慈市復興計画のもと、復旧・復興に向けて鋭意取り組んでまいります。

さらには、今年度は新たな久慈市総合計画の策定の年であり、市民の皆様との対話を大切に、今後10年の久慈市の将来を見据え、策定に取り組んでまいります。

さて、今議会は、議員各位にとりまして、今任期最後の定例会議にならうかと存じます。久慈市の議員として、議会基本条例の制定、通年会期制の導入など、議会改革に積極的に取り組んでこられましたことに敬意を表するものであり、また議会での熱意あふれるご提言の数々は、これからの市政の礎となるものと確信いたしております。

仄聞するところ、多くの方々は次期市議会議員選挙に立候補されるとのことですが、各位は必ずや当選の榮譽を勝ち得られますことを心から念じる次第であります。

また、今任期をもって勇退される方もおられるやに伺っておりますが、これまで市勢発展のために賜りました数々のご提言とご尽力に対しまして厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも市政各般にわたってのご指導とご協力をお願い申し上げます。

以上、閉会に際しまして、議員各位のますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、私からの挨拶といた

します。

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（八重櫻友夫君） 任期最後の定例会議を締めくくるに当たり、当職からも一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、去る6月11日から本日までの14日間、議員各位におかれましてはご熱心に審議を賜り、平成27年度一般会計補正予算をはじめ、提案されました全ての議案を議了することができました。ここに、議員各位をはじめ理事者各位に対し、深く感謝の意を表する次第であります。

顧みますと、過去4年間は、東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、山積する諸課題について、市民福祉の向上と市勢発展を願い、真剣な熱意あふれる議論が交わされたところであります。

理事者各位におかれましては、審議において表明された議員各位の意見、提言等を十分に尊重していただき、今後の施策に反映されますことを強く要望するものであります。

また、議会におきましては、議会改革を推進してきたところであり、平成26年3月の久慈市議会基本条例の制定は、久慈市議会の歴史に新たな1ページを刻んだものと存じております。議会報告会と市民との意見交換会や「かだつて会議」の開催、全国初の取り組みとなった千葉県袖ヶ浦市議会との友好交流協定の締結、さらには通年会期制の導入などがありますが、これらの取り組みも検証しながら、議会改革をさらに推進し、市民の負託に応えていかなければならないと存じております。

来る8月6日をもって任期満了となりますが、今任期をもって勇退されます議員各位におかれましては、今後、ますます健康に留意され、久慈市発展のため、ご指導、ご協力を切にお願い申し上げます。

また、来る市議選に再出馬を予定されている議員各位におかれましては、全員が当選の榮譽を得られ、再びこの議場においてご活躍されますよう、各段のご努力、ご奮闘をお祈り申し上げます。

最後に、平成23年8月の議長就任以来、議会運営に特段のご協力を賜りました各位に対し、厚く感謝を申し上げますとともに、久慈市の発展と各位のご健勝、

ご活躍をご祈念申し上げ、私からの挨拶といたします。まことにありがとうございました。

~~~~~

終了

これをもって本日の会議を閉じ、第2回久慈市議会定例会議を終了いたします。

午後4時08分 終了